

# 法務局地図作成事業に関する補足説明

(広島市南区宇品東二丁目、宇品東三丁目、翠四丁目の全部及び翠三丁目の一部)

広島法務局

1

この度、法務局地図作成事業を実施することとなりました、広島市南区宇品東二丁目ほか地区内に土地を所有されている方向けの資料です。

# 令和6年度 法務局地図作成事業の概要

計画機関 広島法務局

作業機関 あおぞら土地家屋調査士法人

作業地区 広島市南区宇品東二丁目、宇品東三丁目、翠四丁目  
の全部、翠三丁目の一部

2

広島市南区宇品東二丁目ほか地区における、法務局地図作成事業の概要について御説明します。

この事業は、「広島法務局」が事業を計画し、「あおぞら土地家屋調査士法人」が作業を受託して実施するものです。

事業地区は、広島市南区宇品東二丁目、宇品東三丁目、翠四丁目の全部、翠三丁目の一部です。

広島法務局では、令和5年度から、この地区的現地調査等を行っていますが、今後は、更に事業を本格的に進めていき、令和6年度末までに完了させるよう、当地区的地図作成事業を進める予定です。

## 広島局法務局地図作成事業 過去5年の実施地区

年度	面積(km <sup>2</sup> )	筆数	地 区 名
平成31年度	0.21km <sup>2</sup>	1,290筆	広島市南区青崎1丁目の一部ほか
平成31年度	0.32km <sup>2</sup>	1,030筆	広島市南区大州、蟹屋1丁目の一部ほか
令和2年度	0.26km <sup>2</sup>	1,700筆	広島市南区向洋中町、向洋本町、向洋大原町
令和2年度	0.23km <sup>2</sup>	1,280筆	広島市南区西蟹屋1丁目ないし4丁目ほか
令和3年度	0.32km <sup>2</sup>	2,258筆	広島市中区江波東1丁目及び2丁目、江波本町、舟入南5丁目
令和3年度	0.25km <sup>2</sup>	581筆	広島市南区出汐2丁目、皆実町4丁目
令和4年度	0.25km <sup>2</sup>	790筆	広島市中区江波西1丁目の一部、舟入南6丁目
令和4年度	0.25km <sup>2</sup>	1,653筆	広島市南区西旭町、翠2丁目の全部、翠3丁目の一部
令和5年度	0.29km <sup>2</sup>	1,414筆	広島市中区江波二本松1丁目ほか
令和5年度	0.23km <sup>2</sup>	841筆	広島市南区翠1丁目及び翠5丁目
令和6年度	0.22km <sup>2</sup>	1,397筆	広島市中区江波南1丁目ほか
令和6年度	0.29km <sup>2</sup>	994筆	広島市南区宇品東2丁目ほか

3

広島法務局では、これまで毎年、法務局地図作成事業を実施してきました。この表は、この度の事業地区と、過去5年間に実施してきた地区をまとめたものです。

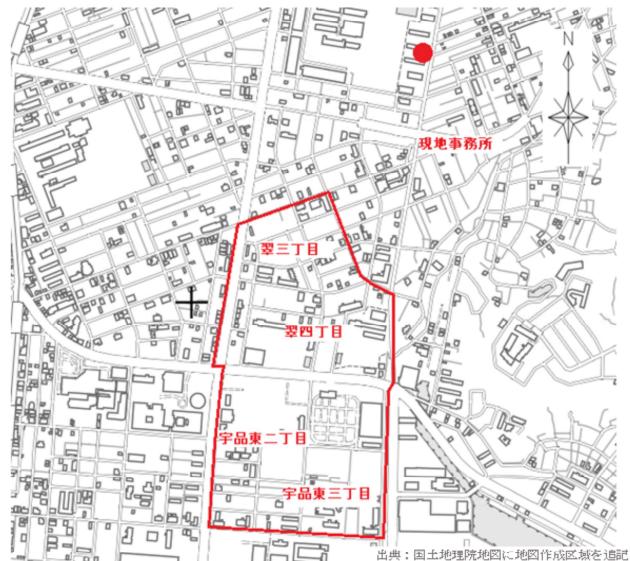
毎年、広島県内の0.3平方キロメートル程度の地区を2か所選定して事業を実施しています。

令和6年度は、広島市南区宇品東二丁目ほか地区のほかに、中区江波南一丁目ほか地区でも、同様の事業を実施します。

## 地図作成事業実施地区

地図作成事業現地事務所

734-0001  
広島市南区出汐2丁目  
3番56号  
出汐住宅3号棟103号室  
電話・FAX  
082-252-5400

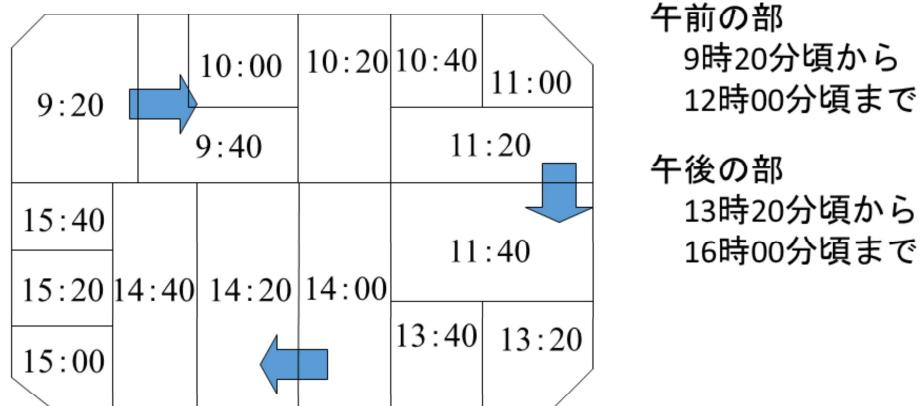


4

今回の法務局地図作成事業実施地区は、この赤い線で囲まれた範囲となります。

この事業に関する事務を行う現地事務所を、赤い丸の位置に設置しました。  
住所は、広島市南区出汐2丁目3番56号 出汐住宅3号棟103号室です。

## 一筆地調査(境界確認のための立会い)の例



一筆地調査は、土地の配列に従って順次行うように計画します。

また、午前の部は9時20分頃から12時頃まで、午後の部は13時20分頃から16時頃までの時間で計画します。

まずは、立会いの日時を計画してお知らせしますが、御都合の悪い場合は日程を調整しますので、8頁で説明する返信用ハガキでお知らせください。

## 文書で境界確認のための立会いの日時をお知らせします。

別紙 【この用紙は、立会い当日、忘れずに御持参ください】		
集合日時	集合場所	
対象となる土地	登記された所有者	開始予定時間
〇〇一丁目〇〇〇番〇 宅地 〇〇. 〇〇㎡	法務太郎様 (持分全部)	午後2時40分

法務太郎 様  
〇〇〇〇

廣島法務局  
境界確認のための立会いのお願い

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、当局では、広島市〇区〇〇一丁目ほか地区におきまして、法務局に備え付ける地図(不動産登記法第14条第1項地図)の作成作業を実施することいたしました。  
つきましては、地図を作成するに当たり、貴殿が所有される土地と隣接する土地との筆界(境界)を確認する必要がありますので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、別紙に記載しております日時、集合場所にお集まりいただき、現地での筆界確認作業に立会いいただきますようお願いします。

境界確認の立会いのための日時をお知らせする通知文書は、遅くとも予定日の2週間前までには到着するよう、4月中旬頃から順次、郵便でお送りします。

左は、通知文書で、立会いのお願いと、立会いに当たっての注意事項等を記載しています。

右は、通知文書の別紙（複数枚の場合あり）で、所有されている土地の表示や立会いの日時、集合場所等、具体的な事項を記載します。

## 文書で境界確認のための立会いの日時をお知らせします。

別紙	
集合日時	集合場所
対象となる土地 〇〇一丁目〇〇番〇 地域〇〇.〇〇㎡	登記された所有者 佐藤太郎様 (持分全部)
開始予定時間 午後2時45分	
※御本人様が立ち会いできない場合は、代理人を選任し、委任状を作成の上、切り取らずに代理人にお渡しください。	
委任状	
代理人 住所 (ふりがな) 氏名 電話番号	(土地所有者との関係) 私は、上記の者を代理人と定め、筆界確認及び分・合筆の同意等のため立ち会わせます。 筆和 年 月 日
土地所有者 住所 (ふりがな) 氏名 電話番号	(土地所有者との関係) 私は、上記の者を代理人と定め、筆界確認及び分・合筆の同意等のため立ち会わせます。
1. 代理人の住所及び氏名並びに土地所有者の関係(筆界者、共同者)を記入してください。 2. 余白がある場合は記入してください。 3. 土地所有者の住所及び氏名を記入して押印(捺印)で留め置けです。にしてください。	

- 現地立会いの時には、**通知文書別紙(立会いの日時をお知らせする書面)**を御持参ください。
- 代理の方は、**委任状欄が記入された通知文書別紙**を御持参ください。

※御本人様が立ち会いできない場合は、代理人を選任し、委任状を作成の上、切り取らずに代理人にお渡しください。

委任状	
代理人 住所 (ふりがな) 氏名 電話番号	(土地所有者との関係) 私は、上記の者を代理人と定め、筆界確認及び分・合筆の同意等のため立ち会わせます。

立会いの際には、この通知文書別紙を回収させていただきます。これを提出いただることで、土地の登記名義人又はその相続人本人であることの確認をします。御持参いただけなかった場合は、本人確認のため運転免許証等の提示をお願いします。

この通知文書別紙の下側は、委任状欄となっています。代理の方が立ち会う場合は、所有者等本人が必要事項を記入し、代理の方にお渡しいただき、立会いの当日に通知文書別紙を持参するようお伝え願います。

また、会社又は法人の場合で、従業員の方が立ち会う場合も同じです。

## 返信用ハガキ

不動産登記法第14条第1項  
地図作成作業の立会について  
お手数ですが、立会の日程調整のため①～③の所定の事項に必ず記入していただき、該当する□に✓を入れ、受領後1週間以内に、投函をお願いいたします。

必ず御記入ください

①立会人について  
(ふりがな)  
氏名 法務太郎

※連絡先(電話番号) — —

②立会について  
立会人が立会する。  
代理人が立会する。  
代理人  
住所 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
氏名 \_\_\_\_\_  
(立会人との関係 \_\_\_\_\_)  
(代理人の連絡先 — —)

③立会日時について  
予定どおりでよい。  
日時の変更を希望する。  
〔第一希望日時:  
第二希望日時:  
第三希望日時:〕

※個人情報保護のため、同封しているプライバシー保護シールを、この面に貼り付けてお届けください。  
※このカードは、本作業のみに使用することとし、個人情報保護法の趣旨にのっとり、厳重に保管します。本作業完了後は、法務局の責任において廃棄いたします。  
広島法務局

集合場所 ○○○○ 2班

- 立会いのお知らせには、返信用ハガキを同封します。
- お知らせした立会い日時について、出欠の可否等をこのハガキでお知らせください。

通知文書には、お知らせした調査日時の立会いで差し支えがないかどうか確認させていただくため、「返信用ハガキ」を同封します。

該当する部分に御記入いただき同封するプライバシー保護シールを貼って、  
折り返し返送していただくようお願いします。

調査日時に差し支えがある旨の御回答を頂いた場合は、日程の調整を行います。

## 立会いにあたつてのお願い

毎週月～金曜日(平日)の午前9時20分頃  
から午後4時頃の間に立会いを行います。

- 立会いをスムーズに行うため、案内時間には立会場所に御集合ください。
- 立会いの進み具合により、お待たせすることがあるかもしれません、御了承ください。
- 原則として雨天も立会いを行います。

立会いは、毎週月曜日から金曜日（平日）の午前8時30分頃から午後5時頃までを予定しています。

立会いの進行状況により、お待たせがあるかもしれません、御了承ください。

また、雨天の場合も原則として立会いを行います。

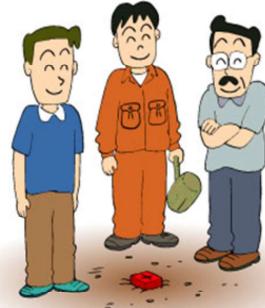
# 境界の確認方法について

立会いは、各所有者ごとに実施し、隣接地の方と同時には行いません。

まずは、先に立会いしていただく方の境界の認識点に、ペンキなどで**黄色のマーキング**をします。

その後、隣接地の方に、その点を確認していただいて、**境界の認識が一致すれば境界標識を設置**します。

境界の認識が一致しなかった場合は、日を改めて、再度立会いを行います。



境界確認は、土地の配列に従って、お一人ずつ順番に行います。最初の立会いでは隣接地の所有者は同席しません。

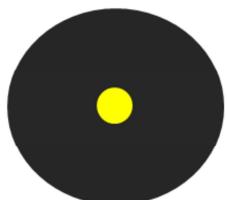
よって、先に立ち会っていただいた方と確認した境界点に、ペンキなどで黄色のマーキングをし、その後、隣接地の所有者にその点を確認していただいて、境界の認識が一致し、境界標識がない場合には境界標識を設置します。

当日中に境界標識を設置できない場合は、一旦、赤色のマーキングし、後日、境界標識を設置します。

双方の境界の認識が一致しなかった場合は、日を改めて、双方による再度の立会いを行います。

# 立会時に使用する印について

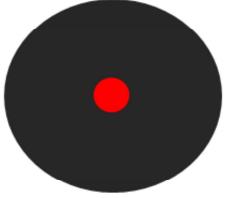
黄色ペンキのマーキング



境界点について

複数の所有者うち、  
所有者一部の確認が  
できた場合

赤色ペンキのマーキング



複数の所有者全員の  
確認ができた場合

11

先ほどの説明と重複しますが、関係する所有者の方だけに確認いただいた境界点には、黄色ペンキでマーキングをします。

双方の所有者に確認いただいた境界点には、直ちに境界標識を設置する、又は、赤色ペンキでマーキングをします。

赤色ペンキの位置に、既存の境界標識がなければ、今回の作業で新しい境界標識を設置します。

## 境界点に設置する標識・・金属プレート、金属鋲(無料)



12

これが、当作業で設置する予定の境界標識です。費用は国が負担しますので、無料です。

この境界標識は、金属プレート製と、金属鋲とがあります。どちらを設置するかは、境界の地形、形状によります。

設置場所の地面が土の場合だと、プラスチック杭を設置する場合もあります。

できるだけ、全ての境界点に設置しますが、設置が困難な所については、所有者の方と御相談の上、設置します。

## 既設境界標の場合



既設コンクリート杭



既設金属プレート

既に境界標が設置されている場合は、そのまま使用し、境界標の近くに番号が書かれたプレートを貼り付けます。

境界点に、既に境界標識が設置されている場合は、その境界標識を用い、近くに境界点の管理番号を刻印した点名プレートのみを設置します。

## 有料の境界標識の設置を希望する場合



コンクリート杭の設置を希望される場合は、別途料金負担が必要になります。

## 境界標識の設置を希望しない場合

境界標を打ち込みたくない場合は申し出てください。

これは、コンクリート杭と呼ばれる境界標識です。

設置後に杭が動かないように、モルタルを詰める「根巻き作業」を行っています。

設置に技術と時間を要し、資材費も金属プレート等より高価なため、設置する場合には、費用を御負担していただくことになります。

設置の御希望、料金の御相談につきましては、境界確認の立会いの際に、作業担当者へお伝えください。

また、「石垣が割れるおそれがある。」、「玄関先に目立つものを設置したくない。」などの理由で、境界標識を設置したくない場合には、その旨を作業担当者にお伝えください。

## 作業員が携行する身分証明書等

表面

身分証明書  
公益社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
氏名 ●●●● 昭和●●年●月●日生  
上記の者は、不動産登記法第14条  
第1項に基づく地図作成作業に従事す  
る者であることを証明する。  
(有効期限 令和〇〇年3月31日)  
令和〇〇年〇月〇日  
広島法務局長 ●●●●

裏面

- 注 意 事 項
- 1 この証明書は、他人に貸与し、預け入れ又は譲渡してはならない。
  - 2 この証明書を破損(汚損を含む)又は紛失したときには、速やかに所定の届け出をしなければならない。
  - 3 この作業が終了したとき、再交付を受けた後に紛失した身分証明書を発見したときは、速やかに返還しなければならない。



15

現地で調査や測量を行う担当者は、広島法務局が発行した身分証明書を携帯しています。

また、この写真のような腕章を着用しています。

## この事業についてのお問合せ・連絡先

〒730-8536

広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局 民事行政部不動産登記部門 地図整備室

電話 082(228)5127

動画で、より詳細な説明を御覧いただくこともできます。

<https://www.youtube.com/watch?v=xhYSQPvC-fU>

法務省公式YouTubeチャンネル(MOJChannel)

[https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/page000001\\_00235.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/page000001_00235.html)

広島法務局のホームページから簡単にアクセスできます。



16

この事業に関して、御不明な点などがある場合の、お問合せ先です。

4月中旬頃以降に、立会いのお願いを郵送するまでの間は、こちらに御連絡ください。

より詳細な説明を御覧になりたい方のため、法務省公式YouTubeチャンネルに説明動画を掲載しています。

また、説明事項を文書で御覧になりたい方のため、説明動画と同内容の説明資料を、広島法務局ホームページに掲載しています。

対応携帯電話をお持ちの方は、二次元バーコード（QRコード）から簡単にアクセスできます。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。